

【参考資料】

議案第47号 朝霞市税条例の一部を改正する条例

総務部課税課

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、朝霞市税条例の一部を改正するものです。

施行日：公布の日

◎改正内容

附則第5条の2

【令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例】
法規定の新設にあわせて新設

附則第6条

【特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例】
法律改正にあわせて改正

担当 総務部課税課市民税係
048-463-2852